

第151回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和4年11月24日(木) 午後2時00分
- 2 開催場所 東京都産業労働局 島しょ農林水産総合センター会議室 (Web併用会議)
東京都港区海岸2-7-104
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 8番 | 井 上 潔 |
| 2番 | 村 山 将 人 | 9番 | 馬 場 治 |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 4番 | 関 恒 美 | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 12番 | 川 村 松 男 |
| 6番 | 佐々木 隆幸 | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 7番 | 丸 裕 二 | 15番 | 有 元 貴 文 |
- 4 欠席委員 13番 山 下 奉 也
- 5 その他の出席者
- | | | |
|------------------|--------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課 | 課 長 | 藤 井 大 地 |
| 〃 | 課長代理(漁業調整担当) | 伊 藤 誠 |
| 〃 | 課長代理(漁業取締担当) | 龍 岳 比 呂 |
| 〃 | 主 事(漁業調整担当) | 長 野 雄 太 |
| 〃 | 主 事(漁業調整担当) | 愛 宕 克 哉 |
| 〃 | 主 事(漁業調整担当) | 山 本 敬 介 |
| 〃 | 主 事(漁業調整担当) | 新 藤 達 弥 |
| 東京都島しょ農林水産総合センター | 所 長 | 中 野 卓 |
| 〃 振興企画室 | 室 長 | 小 野 淳 |
| 東京海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 | 米 本 武 史 |
| 〃 | 主 事 | 岩 田 笑 里 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 1番 田 中 國 治 2番 村 山 将 人
- 8 報告事項
(1) 全国海区漁業調整委員会連合会第57回東日本ブロック会議の結果について
- 9 議 案
(1) 漁業法第64条第5項に基づく公聴会の開催について(決定)
(2) 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について(1~5月)
(3) 東京海区における遊漁者によるひき縄釣りの委員会指示について
(4) 伊豆諸島海域におけるいか釣漁業の委員会指示について

10 その他

11 議事事項

(午後2時00分 開会)

事務局長	<p>東京海区漁業調整委員会を開催したいと思います。</p> <p>出席状況の報告。9番馬場委員、13番山下委員が欠席。定数15名中、本日出席者は13名（2番前田委員、6番佐々木委員の2名はウェブ参加）。</p> <p>資料の確認。</p> <p>それでは会長よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>皆さん、どうもこんにちは。前回に続きまして、島しょセンターに集まったの会議となりました。お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。また、村山委員と佐々木委員がリモート画面越しとなりますけれども、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>早速議事を進めたいと思いますが、本日の議事録署名人をお願いしたいと思います。順番に従いまして、1番の田中委員、そして2番の村山委員、リモートですけれどもお願しようと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは報告事項、事務局からお願いたします。</p>
事務局長	<p>それでは報告1ということで、東日本ブロック会議について。特に要望事項の要望内容の部分を抜粋してご説明申し上げます。継続要望となった内容につきましては、省略させていただきますので、よろしくお願したいと思います。</p> <p>まず、海区漁業調整委員会制度について。静岡海区からの提案でございます。内容は、昨年と若干変わり、委員に対する研修機会を設けていただきたいという内容でございます。</p> <p>それから、太平洋クロマグロの資源管理についての要望でございます。まず、北海道連合海区からございまして、漁獲枠の増枠を強力に働きかけていただきたい、増枠となった場合は、沿岸漁業に配慮した配分をお願いしたいということ。それから、資源管理に取り組む漁業者に対する支援制度の拡充となっております。</p> <p>続きまして、青森県東部海区でございます。漁場形成の変化に伴いまして、大臣許可漁業の船が、地先海面に新規に参入することで、地先で行われている漁業協定等漁場利用の秩序が混乱する事態が発生している。海難事故や漁具の交錯等の操業トラブルも頻発しているため、大臣許可漁業についても地元ルールを尊重するように、国は強く指導することということになってございます。</p> <p>また、遊漁者及び遊漁船業者の採捕についても、国が広域的かつ関係省庁の連携により、監視活動を強化してほしいということでございます。</p> <p>それから、宮城海区ではございます。沿岸漁業の漁獲枠の配分に配慮していただきたいということでございます。</p> <p>続いて、千葉海区からでございますが、増枠の実現に向けて、引き続き国際会議の場で働きかけをお願いしたいとなっております。</p> <p>神奈川海区及び三重海区につきましては、昨年と同様の内容でございます。</p> <p>次に、「沿岸資源の適正な利用について」ということで、北海道連合海区から</p>

は、公海におけるサンマ等の資源管理措置についてで、内容は昨年同様でございます。

また、新たな資源管理の取組みについては、行政、研究機関が関係漁業者と連携して、漁業者による自主的な資源管理の取組みや意向を十分尊重した上で、漁業の実情を踏まえた資源管理が行われるよう議論を尽くしてほしいとなっております。

新たなTAC対象魚種の設定に当たっては、最善の科学を用いて、分からないことは正直に包み隠さず、資源管理の目標や将来予測、対象魚種の漁業による利用実態、消費や流通上の特性を踏まえた産業としての持続性にも考慮し、反映したものとすることとなっております。

次に、青森東部海区から、沿岸漁業と沖合漁業の調整につきましては、スルメイカ漁業の関係でございますが昨年同様の内容でございます。

続きまして、宮城海区からは、大中型まき網漁業の調整についてとして、昨年度と引き続きの要望内容になってございます。

千葉海区からのマサバ太平洋系群の資源の安定確保については、やはり昨年同様の内容になってございます。

また、千葉海区でございますが、公海におけるサンマ・マサバの資源管理についてで、昨年同様に外国漁船の操業に対する規制等となっております。

次も千葉海区ですが、カツオ資源の管理強化についてとなっております。

東京海区からは2つございます。皆様方には、既にご説明いたしましたが、「日本沿岸へのカツオ資源の来遊量回復に向けた取組強化について」、そして、「大中型まき網漁船のVMSの関係について」の要望で、書きぶりを変更した上で提案してございます。

続きまして、神奈川海区ですが、昨年同様マサバ太平洋系群に関する資源管理の関係要望でございます。

次に、三重海区でございますが、同様に沿岸カツオ資源についての要望になってございます。また、同じく三重海区からで、昨年同様沿岸サンマ資源についての要望になってございます。

続きまして、「漁業法改正後の制度運用について」でございます。

1番目が、静岡海区からでございますが、漁業法改正後の新たな資源管理措置についてということで、地域全体の産業を守る成長対策を具体化するということと一部変更がございました。

それから、2番目が新規の要望でございます。静岡海区からで、漁業法改正後の制度運用という部分で、TAC魚種の漁獲の監視体制が整備されていないことから、漁協の共販等の既存の管理を通さない、いわゆる市場外の流通ルートなど把握が難しいため、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えてほしいという要望になってございます。

次に、外国漁船問題についてでございます。3点ほどございまして、いずれも継続の要望となっております。

まず、北海道連合海区からは、ロシア水域における漁業の操業機会の確保について。宮城海区からは、ロシア大型冷凍トロール船による漁具被害の対策について。最後、東京海区からで、伊豆諸島・小笠原諸島の外国漁船の違法操業に対する取締り強化等についてということで、いずれもこれまで同様の要望内容になっ

てございます。

続きまして、海洋性レジャーとの調整問題でございます。

まず、北海道連合海区から新規の要望でございます。資源管理を進める上で、遊漁については規制や制限がなく、漁業者と遊漁者が同じ資源を利用しているため、遊漁者に対しては、採捕した実績報告を義務化させるなど、適確に管理する制度を国として創設することということでございます。

また、ミニボートに対する制限や登録の義務化等の要望になってございます。

次は福島海区から、遊漁者の組織化と遊漁における資源管理についてで、昨年同様の要望になってございます。

最後になりますが、神奈川海区から毎年提案されております、ミニボートによる危険行為の防止についてということでございます。

今回は、追加の情報提供がございましたので、ご紹介いたします。これまで、東日本ブロックの議題のみを皆様方にご紹介しておりましたが、今年度から他のブロックにおける議題が報告されています。既に、該当のブロック内で決定しているため、特に意見交換は行われてございません。

まず、日本海ブロックの提案事項でございます。

兵庫県の但馬海区からの「クロマグロの資源管理」について。都道府県間の漁獲可能量の融通については、来遊時期等もあるため、速やかに対応できる制度を整備してほしい。それから、遊漁者管理の枠組みの整備を早急に進めてほしいということ、遊漁者の採捕数量の把握や採捕制限に対する法整備も早期に進めることという要望でございます。

それから、日本海ブロックの複数の海区からの意見ですが、沖合底びき網に死亡したマグロが入網する実態について、早急に調査・解明をするということと、このような事例の根絶のため、監視体制の強化を要望するというところでございます。

島根県連合海区からは、クロマグロの数量配分について、沿岸漁業と沖合漁業とのそれぞれの状況に考慮したものにするということでございます。また、混獲回避等の休漁支援事業、資源管理に伴う減収対策を講じることとなってございます。最後は、国際委員会において、漁獲枠の増枠について最大限努力してほしいとなってございます。

再び、兵庫県但馬海区からの資源管理に関する要望でございます。TAC対象魚種の追加については、資源状況に加えて漁業の実態や経済価値も併せて、丁寧な議論で、漁業者の十分な理解を得ること。また、数量管理が難しい、もしくは適さないと判断された魚種については、現在の国の定めているロードマップを見直し、数量管理の候補から除外することとなってございます。それから、沖合底びき網漁業の資源管理については、複数の魚種を同時に漁獲することから、TAC管理が非常に難しいため、漁業実態に適した管理手法を示してほしいとなってございます。

京都海区からは、定置網漁業の資源管理ということでございます。TAC制度を基本とする資源管理については、十分な情報や精度が得られない魚種については、MSYベースによる漁獲量管理を行わないことという要望でございます。定置網漁業のように、TACによる管理が難しい場合、TAC管理に固執せず、現状の自主的な資源管理による対応とするよう配慮してほしい。地域にとって重要

な漁業が操業停止に追い込まれない仕組みの構築を要望するようになってございます。また、やむを得ず減収が生じた場合は、適切な支援策を設けることという要望もございます。

日本海ブロックからの最後になります。

兵庫県但馬海区でございます。水産資源の利用、遊漁者に対する体制整備についての新規要望でございます。国の責任で、遊漁者の採捕実態の把握を早急に進め、管理の枠組み整備を進めること。それから、遊漁者の採捕数量の把握や採捕制限に関する法整備、漁業者に対する規制との公平性を確保しながら、漁業者に対する影響が最小限となるように配慮すること、それから、水産資源管理のため、遊漁船業者の組織化の推進などの対策も講じることとなっております。

次は、九州ブロックについての要望提案でございます。

まず、佐賀県連合海区から出ております。クロマグロの配分の際は、各県や漁業種類の間で不公平が生じないように、操業の特性や近年の漁獲実績を考慮した、実状にあった配分を行うことという新規要望でございます。

長崎県連合海区からでございます。引き続き、国際会議においては、大型魚の増枠だけではなく、小型魚についても適切に資源評価の上、増枠についての交渉をお願いしたいという内容でございます。

また、クロマグロを対象とした沿岸はえ縄漁業については、広域漁業調整委員会の「沿岸くろまぐろ漁業の承認」の取得は必須義務であります。しかし、国の届け出漁業であるマグロ類を対象とした沿岸はえ縄漁業は、漁業者からキハダもしくはビンナガマグロを目的に操業するという届け出であれば、沿岸くろまぐろの漁業承認は必要ないという解釈をしている。この場合でも、混獲という形で、多くのクロマグロが採捕されている実態があるため、混獲であっても採捕される可能性が高い漁業については、沿岸くろまぐろ承認証の取得を義務づけることという要望でございます。

そして、明らかに他県の海域で漁獲、操業するものについては、知事管理漁業の枠ではなく大臣管理漁業の枠としてほしいということでございます。

宮崎海区からは、同じく太平洋クロマグロの資源管理に関するもので、資源管理に伴う支援事業策を国として進めていただきたいということでございます。

佐賀県連合海区からは、ミニボートに関する要望でございます。

最後に、沖縄海区からの新規要望でございます。最終的には、要望からは取り下げのようです。内容は、違法操業の取締りについて、海上保安庁、警察庁、水産庁との連携の強化、漁業取締体制の強化、密漁された水産物の流通防止、漁業者の行う監視パトロールに対する支援策ということでありましたが、この点は国ではなく、沖縄県自体が対応すべき事項ではないかとのことようです。以上でございます。

次期の開催海区についてでございます。今年は神奈川海区からウェブ開催で行われました。順番で、来年度は静岡海区ということに決定してございます。

特に、要望事項のみを取り上げて、説明させていただきました。当日は、有元会長、岩田委員にも都庁にお越しいただき、ウェブからの発言、他の海区からの発言に対する意見や質問等を行ってございます。水産庁からも、担当者3名の出席もありましたが、個々の要望事項についてのコメント等は特にございませんでした。

<p>会長</p>	<p>この各要望事項は、今後全漁調連の役員会を経まして、例年どおり、来年5月の総会で決定後、6月頃には国に要望書の提出の流れになります。また、情報が入り次第、皆様方にご報告したいと思っております。一応以上でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。今年は神奈川県区の開催で、ウェブではありますが、画面越しで意見交換のできる会議になっています。東京海区からも、3課題とも継続で提出されました。また、報告にあったようにクロマグロ関係、資源管理、特にTACの導入、そして遊漁者対策に関する管理の方針などで、新規要望とか一部追加要望となっていました。</p>
<p>10番委員</p>	<p>この後、全漁調連役員会で、来年5月の総会で正式決定され、要望書にまとめられて、6月に要望を提出するという予定になります。また、水産庁からの担当者の出席がありましたけれども、特に要望事項についての発言はありませんでした。</p> <p>ご意見、ご質問ありましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>青森県のクロマグロ資源管理についてのところで、新規参入により漁業秩序が混乱していると書かれていますけれども、具体的にはどういう内容か聞いていますか。</p>
<p>会長</p>	<p>県の沿岸海域で、かつお・まぐろ漁業の大臣許可を持った大型船が操業するようになっているということで、八戸沖等で地元の漁船との間で操業トラブルがあったとのことですね。</p>
<p>10番委員</p>	<p>これに対して、国、水産庁のほうからは何かありましたか。</p>
<p>会長</p>	<p>これからということのようです。</p>
<p>4番委員</p>	<p>どこの海区からも、クロマグロの増枠を要望しているのですけれども、この何年か、マグロは相当増えている気がするのですよ。自分の感覚でもね。</p> <p>東京都も、その辺はやっぱり増枠という形でやっていかないと。ジャンボの船も増えてくる、獲れる魚の枠数が足りないのでは困るので、もし、国が増やすような考えがあれば、是非、東京も増枠でお願いできないか、よろしく願いしたいと思います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>有元会長には、役員会の場もありますので、そのときに発言していただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしく願いします。大型魚だけでなく小型魚ということも出ていますね。これで、報告事項は終わりですよろしいでしょうか。続いて、事務局から何かございますか。</p>

事務局長	<p>特にございません。</p>
会長	<p>どうもありがとうございます。報告事項は以上となります。</p>
	<p>本日は議案が全部で4件になっております。議案1は、「漁業法第64条第5項に基づく公聴会の開催について（決定）」を事務局、お願いします。</p>
事務局長	<p>まず、議事次第には、決定としておりますが、前回、皆様からのご意見を受けて既に決定という形をとっていたしましたので、本日は、11月1日付けで公示したこの資料について、改めて、目を通していただき、ご確認頂きたいと思ひます。</p>
	<p>【資料1】に基づき、説明。</p>
	<p>それでは、補足説明を行います。</p>
	<p>まず、12月22日の公聴会について。</p>
	<p>この日は公聴会のみ開催となるため、なるべく皆さまはウェブ参加ということをお願いしたいと考えております。</p>
	<p>小笠原からは、高瀬委員と父島の公述人につきましては、小笠原支庁の会議室ということをお願いいたします。佐々木委員と母島の公述人につきましては、支庁母島出張所の会議室を準備してございます。</p>
	<p>八丈島からは、田中委員と山下委員、そして公述人につきましては、八丈支庁会議室にお越しいただくことを考えています。青ヶ島につきましては、現地、青ヶ島村の会議室からということでございます。</p>
	<p>三宅島につきましては、関委員と公述人の方は、三宅支庁会議室にお集まりいただくことを考えています。御蔵島については、現地、御蔵島村もしくは漁協からと考えています。</p>
	<p>そして、大島支庁管内につきましては、川村委員、鈴木委員、浜川委員、村山委員はそれぞれ漁協もしくは村役場からご出席ということを考えてございます。</p>
	<p>一応いじょうで説明いたした形で、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>前回の委員会で決定した公聴会について、公報で告示されたという報告でした。来月12月22日、そして年明け1月17日の2回に分けて開催ということ準備が進められております。この問題よろしいでしょうか。</p>
	<p>では、事務局の説明のとおりとなります。どうもありがとうございました。</p>
	<p>次に議案2、「伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業委員会指示について」。</p>
	<p>1月から5月のものですね。お願いします。</p>
事務局長	<p>【資料2】に基づき、説明。</p>
	<p>それでは、補足説明を行います。</p>
	<p>以前から各委員の皆様、地元で操業している漁業者の皆様から、大きく懸念を伝えられています点について、特に変更しています。</p>
	<p>承認の対象とする船舶の規模を、「5～20トン未満」から「20トン未満の全て」として、5トン未満の操業も承認を必要としています。</p>
	<p>それから、2の「承認操業」は、従来からこの文面のとおり、「この漁業を操</p>

<p>4 番委員 事務局長</p>	<p>業しようとする者は」と、承認対象は「操業者」であります。ここで、明確に「対象者」と記載し、「実績」については「船舶」ではなく「操業した者」と、誤解の生じない形に改めています。</p> <p>また、特に他県において、漁協合併等によるベテラン職員の退職や県職員の異動等で、従来からの引継ぎ等が十分行われず、毎年説明を要する内容について、若干重複して繰り返す表現になりますが、同様に誤解が生じないような文面に改めています。</p> <p>それが、「東京海区」の部分で、「伊豆諸島海域に限る」という記載の部分であります。</p> <p>そして、「操業の実績」も、明確に「前年度」、「1月から5月まで」、「水揚げした実績」という部分になります。「10年も20年以上も前」、「この承認期間外の6月から12月まで」、そして「水揚げ実績という客観的な事実を証明できない」といった、当事者以外が確認できない申請は対象外として、明確にしています。</p> <p>ただし、別の項目で、現在の資源状況や漁場形成の現状、同じ地域内の漁業者の中での取り決め等で、「止むを得ず操業を控えた」「今回は他の操業に切り替えた」等の事情は、個別に判断する形で残しています。そこが、所属漁協と県の意見書ということになります。</p> <p>それから、(2)承認隻数の項目で、今回、新たに別途「5トン未満」の隻数を設け、従来からの「5トン以上20トン未満」とは分けて示しています。ここで、各都県別に隻数を示していますが、原則は、先ほど説明のとおり、「前年度の水揚げ実績のある操業者」であり、この隻数までは無条件で承認するというものではありませんので、念のためご承知ください。</p> <p>説明が長くなっていますが、ご意見は後ほどいただきますのでしばらくお待ちください。</p> <p>ここで1回切って意見は駄目なの。最後まで続けますか。</p> <p>済みません。続けさせてください。</p> <p>「5トン未満の船」については、水産課の担当が、各県に事前調査と協議を行い、実際に実績を示された操業者として、ここの4隻ということですよ。</p> <p>その他に、他県から意見として、新規参入、新規就業者に対しても希望が持てるようなことはないのかということがありました。</p> <p>しかしながら、将来のことを、現在の漁場の状況から約束をすることはできないし、東京都においても、同様に漁場の現状から我慢してもらっているという説明をしています。この漁場自体、「はえ縄漁業」のために確保している漁場ではなく、「ひき縄漁業」で着業する方の漁場でもあり、しかも東京都の地元、地先漁場であるということです。いずれの県にも地先漁場があるので、その辺は県として配慮いただきたいということです。他県の漁業者が参入するために、東京都の地元漁業者さえ遠慮している漁場の提供を求められても厳しいということも伝えていきます。</p> <p>他県についても、資源や漁場利用が厳しい場合、新規参入に制限を設けているし、それが、くじ引きや順番待ち等様々な方法で行われている状況と、この漁業</p>
-----------------------	--

	<p>の漁場が現在置かれて状況は変わらないのではないかと。</p>
1 番委員	<p>話、違うよ。この委員会指示だと、禁止しているところ以外はできるということになるのだよ。この禁止区域の場所をうたっているのだけれども、それ以外は操業できるということになる、違うの、そうでしょう。禁止操業の場所、ここだけは駄目ですよと言ったら、他のところはやれるということになるのだよ。</p>
事務局長	<p>承認を受ける必要はあります。</p>
1 番委員	<p>承認は分かるけれども、この委員会指示は、1月から5月までの、北黒の委員会指示のことを言っているのでしょうか。それとも、伊豆諸島の浮きはえ縄のことを全部言っているわけ。</p>
事務局長	<p>そうです。伊豆諸島全体の委員会指示のことです。</p>
1 番委員	<p>だから、北黒の浮きはえ縄を、6月から12月までと2つに分けているでしょう、今。これが北黒の委員会指示でしょう。</p>
事務局長	<p>ではないです。</p>
4 番委員	<p>2ページを見ると、そういうふうに見える。これは1月1日から5月31日までと書いてあるので。</p>
1 番委員	<p>これでは、ここの場所は禁止で、あとはできますと考えてしまうよ、これ。</p>
水産課	<p>操業区域に関しては、従前のものと変わっていません。</p>
1 番委員	<p>この委員会指示を、なぜ始めたと言ったら、ひき縄操業に邪魔だから、はえ縄の操業を減らしてくださいですよ、勘違いしてないですか。</p>
事務局長	<p>いや、してないです。</p>
1 番委員	<p>しているよ。</p>
4 番委員	<p>承認の数が減ると理解しているの。</p>
事務局長	<p>操業実績、水揚げ実績がなければ、原則減ってくるということです。</p>
4 番委員	<p>それなら分かるけれども。では、俺の意見聞いてくれますか。 要するにこのようなご時世に、ジャンボの船がだんだん増えてきているのに、現実的に、浮きはえ縄をやれる漁場の状態なのかどうかということを、基本的に考えないと。 承認をあげるとかあげないとか以前に、北黒瀬しか操業ができないのだから。北黒瀬を止める考えもしないと、絶対ごたごたが起きる。確かに漁協は、水揚げが減ればこたえるよ。だけど、これだけジャンボの船が増えていったら、ジャンボの規制もいずれは考えなければいけないし、当然はえ縄はできなくなってくる。やっぱり、漁場を占有する浮きはえ縄、やっぱり減らすなり止める考えでい</p>

	<p>かないと、また紛争が起きる状態になる。</p> <p>確かに、これいろいろととてもありがたいと思うのですが、地元の東京都の漁業者を助ける考えをちゃんとしてくれていると思うのだけれども、このままでは東京都の漁業は潰れてしまうよ。確かにやることやらなければ駄目なの。本当に、いろいろ考えてやってみていただけたらと思います。</p> <p>もう、はえ縄の時代ではないですよ。そんな船が1隻で、決められた枠数を獲るような時代、そんな1隻で枠を埋めてしまうような考え方は駄目。やっぱり、みんなで平等に獲らないと。そういうふうには思わないですか。</p>
水産課	<p>ひき縄に関しても、今いろいろな県から伊豆諸島に入ってくる状況で、12月からひき縄の実態調査も開始します。操業実態を広く把握した上で、ルール作り等も検討していきたいと思っております。</p>
4番委員	<p>なるべく早く規制しないと、どんどん増えるばかりだからお願いします。本当に、一生懸命やってもらって大変だけれども、ありがとうと言うしかない、よろしくお願いします。</p>
1番委員	<p>これまでの委員会指示を作るだけでも大変だったのに何も分かってない。これは無理だよ。正直、浮きはえ縄を委員会指示にしたときに、それをどう減らしてやれるか。</p>
4番委員	<p>何で、北黒だけ残してしまったのか。北黒も、他の場所と同じように止めていれば、こんな問題も起きなかったのに。</p>
1番委員	<p>この指示を作ったのが、新黒瀬ではえ縄をやるからということで、今のマグロじゃなく、カジキだった。だから、カジキの縄を1マイル間隔で、20何隻も来たら、八丈まで来るようになってしまう。だから、それで委員会指示を出してもらっただけ。それで、北黒のところは、そのカジキをやっていないと、そこどころだけは浮きはえ縄をやらせた、最初は。</p>
4番委員	<p>北黒を止めてしまおう。もう、疲れてしまっただけで本当に駄目だよ。</p>
1番委員	<p>東京から他県に行ったら、漁場には入れてくれないでしょう。</p>
4番委員	<p>許可はくれるみたいだけれども、東京都の船では漁場に着くのが遅いじゃん。地元の船が先に行ってて、結局できない。</p>
1番委員	<p>昔から、30年前からそう、地元からは入れてくれないのだから。</p>
水産課	<p>でも、今回こういった指示の内容で、実績のない船、空枠だけの船をいかに整理していくかと考えていますので。</p>
4番委員	<p>それはお願いします。</p>
水産課	<p>それ以上の調整が必要だということであれば、またいろいろ各方面とお話をし、考えていかないといけないかと思っております。</p>

4番委員	八丈さんは納得されたの。
水産課	いずれにしても、全体は、以前と内容的には変わりはないのですね。手続き的なところを変えていっているところで、今後のところはあるかもしれないですけども、内容的に変更はないと。
10番委員	北黒部会というのは、この委員会指示と全く別な形でやっているということなのですか。
事務局長	その辺は、部会の理事とか、会員からもいろいろと言われて、厳しい状況のようで、その辺は水産課もかなり心配しながら、この間も千葉県に対してはいろいろと注文も出しているようです。
1番委員	千葉県船は輪番制でやっているから、実際は8隻しか入ってきてない。数的に問題なのは、他の千葉県以外の船が自由に入ってきているのだよ。 千葉県の船は8隻で決めている。57隻もある中でも、輪番で8隻しか入ってきていないのだよ。12隻入ったら駄目と、それでもめたこともあるのだから。 だから、千葉県はもう輪番制で8隻しか入って来ない。他の静岡等の県が全部で12隻も入っているのだから、そこのところを変えてほしい。
10番委員	その辺を禁止事項にできるか、承認出すに当たってのルールにするとか。
1番委員	でも、委員会指示が出たときに、千葉県と話したのは我々ですよ、八丈が直接話したのですよ。
4番委員	北黒の部会の会員は、隻数は超えないですよ。部会で順番決めていくわけ。前の日にいい漁場でやっているのに、次の日もまた同じ漁場、いいところやらせてくれというような、そういうわがままも出てくるのですよ。それでゴタゴタもめる。それで、もうどうでもいいやとなる漁場もある、おとなしい人もいれば、そういうわがままを通す人も増えているのですよ。
10番委員	今なら、大分混み合っているし、秩序が乱れているということで、その辺をもう一回整理し直して、千葉県等の他県に限らず、大臣許可を持っている人も含めて、1つの海域に入る船の数を決めるとかは。
4番委員	千葉県とはもめないのですよ。ただ、わがまま放題の船もあるのです。
10番委員	だから、千葉県以外のところをもう一回、ちゃんと整理し直して、部会でやるのだったら、部会で整理し直してもらうか。あるいは、ひき縄船が増えているということで、漁業秩序が乱れているということであれば、この委員会で、もう一回禁止事項やルールとして作らないと。ただ、駄目だ、駄目だだけでは、多分先に話は進まないのではないかと思うので、検討したほうがいいのではないですか。 千葉県船が来ないときは、朝の縄もやって、夕方方の縄もやってというやり方、操業の仕方もあるのですね。漁場をちょっと休ませるとか、空けるという意

	<p>味でいえば、縄入れは一日1回だけにするとか、そういったルールを作っていないと、漁場はどんどん混乱する状況になると思うのですよ。そういうルールをもう一回見直さないと、ただ駄目だというだけではと。</p>
1番委員	<p>大臣許可をもらった船は2回やっているみたいな話だよ。</p>
10番委員	<p>だから、それをルール化するような形で制限しないと。</p>
1番委員	<p>それは、もう大臣許可になってしまっているもんね。</p>
10番委員	<p>だから、東京都で独自のそういったルールを作らないと、秩序は回復できないし、混乱も続いてしまうので。</p>
4番委員	<p>だけど、部会でやるのはいいのだけれども、役員ばかり責められて、かわいそうじゃない。守っている仲間が行っている時はいいのだけれども、行ってない時に2回やったりと、そういうことでまとまらない。やっぱり、これでは、役員もそればかり責められて、本当に苦労しているよ。</p>
10番委員	<p>北黒部会が十分機能してないということであれば、また別な方法も。</p>
4番委員	<p>部会は機能はしている。だけれども、会員でも何人かの人はやらないのだけれども、見ている人がいなくなるとやったり、前の日にいいところをやっていて、またそこでとわがまを言うわけです。常識的、次どこかに回ればいいのだけれども。</p>
10番委員	<p>だから、部会でただ駄目ですよと言うだけの指導であって、やったら制限できるような仕組みを作らないと。</p>
4番委員	<p>駄目ですよと言うしかないじゃない、法律があるわけじゃないから。</p>
10番委員	<p>だから、それを作らないと混乱は避けられないのではないですか。</p>
1番委員	<p>手っ取り早く、北黒を全部止めてしまえという話。もめることばかりだもん。それなら、ジャンボで釣った方が良く、みんな平等に釣れるのだから。そう思わないですか。</p>
10番委員	<p>思うけれども、全部やめてしまえということができればいいけど。</p>
4番委員	<p>多分できないと思うよ。</p>
10番委員	<p>2回縄入れは駄目というルールをしっかりとしたものにしておかないと。</p>
4番委員	<p>書いてあるじゃないですか。</p>
水産課	<p>協議会の操業ルールには書いてあります。</p>
10番委員	<p>それに対する罰則とかそういうのはないの。</p>

1 番委員	それは協議会なので。委員会指示にも罰則はない。
10番委員	罰しなくても、ある程度注意ができるのではないですか。指示の中でこうなっているということで、あるいは違うところでも、制限かけるようなところがあるのであれば、その辺に。
4 番委員	例えば何か文章になったときにどうなの。
水産課	一般的にいうと、まず指導をして、それでも聞かないという場合に、知事が裏付け命令、知事から守るように命令をする。それが守られなかった場合、知事の命令に違反したということで、罰則が適用されることになります。 だから、委員会指示は、漁業の許可のように違反したら、直ちにとということではなく、指導を1回2回と行った上で、手続きを踏んでからと。
10番委員	千葉の船はしっかりやっているのに、他県はルールというか、そういう決まり事を守ってないのはおかしいよ。結局、守っている、真面目にやっているところはばか見ることになってしまう。こういうところに、書き込むようにして、指導ができるような形にしてもらえたらいいと思います。
水産課	すぐには難しいので、まず協議会の意見を聞いて、それで盛り込める部分については追加していくということで、ちょっとお時間を頂ければと思います。
4 番委員	なるべく早くお願いします。
1 番委員	協議会だけに意見を聞くのじゃないよ。ひき縄、ジャンボ仲間にも聞かなければ。ひき縄の船の方でも、入れてもらいたい条件はあるのだから。この指示を作ったのは、ひき縄船の操業を混乱させないためだから、ひき縄船に聞くのが、一番の問題だと思うよ。聞かないと駄目。
水産課	当然ひき縄船にも意見を聞いた上で考えます。
11番委員	地元のルールには従ってもらいたいということはあるよね。
事務局長	今回の指示の中にも、「漁業者間で定められた操業ルールの遵守に努めるほか、適宜漁業者間による協議を行い、操業秩序の維持を確保しなければならない」ということで、北黒瀬のルールは当然漁業者間で定められたルールですよ。そういうルールに従わないということであれば、委員会としても指示なり指導する通知等はできると考えています。 だから、皆さんから出ている縄入れを2回やっているという話、北黒瀬の協議会で決めているルールであれば、ここの部分で対応できるかと思います。
水産課	その点はまだ細かいところもあるのですが、この内容から委員会の指導、知事の裏付け命令の発動と進めることができるかどうかは、まだ検討したほうがいいかと思っています。逆に明確に、直接記載したほうがシンプルと思います。

4番委員	誰がルールを破ったかという裏付けを、どうやるかでしょう。
水産課	そうですね。それは直接取締り業務か、あるいは実際に現場を見た漁業者の方から話を聞いて、証拠書類を集めるとか。
4番委員	その辺も含めて考えてみてください。
10番委員	去年、一昨年か、御蔵の3マイルの場所で、千葉県船がはえ縄操業をしていたということがあったのだけれども、まさしく、誰がそれを証明するのかというのが問題になる。我々が見たよ、レーダーで確認したよということが、証拠として取り上げてくれるかどうか。
水産課	もし、現認した方から我々が状況を聞き取りして、それが客観的に見て証拠書類として扱えるということになれば。
10番委員	なかなか現状としては、自分たちも操業している中で、現場に確認しに行ったりというのは厳しいところがある。その辺、どういう取締りをするのかというのを考えていかないと。その辺、誰がどういう形で、その現場を確認するのかというのは、やっぱり部会なりで決めてもらわないと。そのたびに、指導船が出て行かなければいけないのかという話にもなりかねない。
4番委員	その辺は、部会とも連絡とって検討してみれば。
水産課	もちろん、部会の役員や八丈のひき縄の方にも相談しながら、考えてみたいと思います。
10番委員	もう一回部会のほうに確認して、朝やったら夕方できないということ、もう一回確認して、これを周知してもらってやってください。
4番委員	今年、もう一回その話し合いを開いたらと言ったのだよ。だけれども、コロナがあるから、なかなか厳しいということで。まだ、やってないけど、操業は始まってしまうからね。
会長	浮きはえ縄漁業の制限について、新たにいろいろな情報がありました。これでは、まだ収まっていないという意見も随分出てきました。いかがいたしましょうか。
事務局長	1月1日からの指示について、公報に載せたりと手続き的なもの、期限が非常に迫ってしまっておりまして、様々なご意見やご要望をまた盛り込んでしまうと、1月1日に間に合わなくなってしまいます。
4番委員	この原案でいいのではないの。やろうよ。
事務局長	特に北黒瀬の海域についての制限方法、田中委員のご意見の新黒瀬における操業方法や隻数制限、この辺も次回以降、来年度見直すことも課題とと思っています。そのときに、北黒瀬の海域について、他の漁業者等との調整がつけば、水産

	<p>課のとも相談しながら、指示の内容に入れ込めるかどうか、来年の宿題になってしまい申し訳ありません。</p> <p>そういうことで、今回の案では、承認申請できる対象者を適切に判断する、あと5トン未満の小型船も実態に合わせて制限を設けるということで、是非皆様方のご了解を頂きたいと思っております。</p>
10番委員	<p>すみません。今回のこの5トン未満の船というのは、部会のほうとは関係なく、漁場には操業に入ってくるということなのですか。</p>
水産課	<p>この4隻は既に漁場で操業している船になります。また、千葉の3隻は部会にも入っています。神奈川の船は入っていませんが。</p>
1番委員	<p>千葉、神奈川以外の県はなしということで。</p>
水産課	<p>それは、事前に関連する県庁に調査、確認しまして、現在操業している5トン未満のはえ縄船はないということで報告がありました</p>
10番委員	<p>20隻と書いてあるのですけれども、5トン未満船も含めて一度に入ってくる隻数20隻以内ですか。</p>
事務局長	<p>八丈の新黒瀬から南の部分ですよ。それは今回変更していません。</p>
10番委員	<p>聞いているのは、これまで承認の要らなかった5トン未満の船も、その中にカウントされているのですかという話です。</p>
事務局長	<p>当然、千葉県の所属船ですから入ります。何トンの船に対するという制限ではありませんので。</p>
1番委員	<p>実際、千葉県船は現在8隻しか入って来ないのに、何で20隻以内になるわけ。</p>
10番委員	<p>ここは、八丈が千葉と直接話し合っ、自分たちでルール作ってあるのだったら、8隻以内という話ができるじゃん。</p>
1番委員	<p>だけど、千葉県と話したとき、千葉県の方も、やっぱり今の仲間とやっているとき、その時間にもやりたいという人はいっぱいいる。だから、全部が輪番制でやってくれということになる。千葉県もやっぱりみんなとやりたいと。</p>
10番委員	<p>じゃあ、朝縄と夕方の縄で、この20隻の中でということ。</p>
1番委員	<p>千葉県は夕縄でやってるんだ。それが朝縄でやれば、ジャンボ船には一番いい場所をとられてしまう、魚がいなくなってしまうから。だから、それを工夫するのだったら、ジャンボ船の漁業者に聞けばそう言うよ。何回も言っているでしょう。みんなに聞かなければ分からないよね。</p>
水産課	<p>そうですね。</p>
10番委員	<p>すぐに変えるというのではなく、今後の課題としてやってください。</p>

事務局長	はい、当然、毎年毎年の漁場の状況、操業の状況によって、内容は検討したいと考えています。
会長	何が問題で解決してもらいたいという意見は、随分といろいろ出てきていますが、今回の下線を引いた改めた部分を含め、今回の指示内容として、これで認めていただけますでしょうか。 今後、もっと現場と現地の方、操業者と話をして確実な方向に持っていく。
4番委員	また来年議論してもらえればいいでしょう。
事務局長	漁業調整としては、やはりひき縄船の操業の話も含めて、従来からの八丈周辺海域での操業方法の見直しも検討していくということで、来年に向けてお願いしたいと思います。
会長	課題はあるけれども、今回はこの内容で認めていただきたい。まだ、ご意見あるかもしれませんが、ひとまず原案どおり決定したいということになります。 よろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	それでは決定します。続きまして、議案の3に移ります。「東京海区における遊漁者によるひき縄釣の委員会指示について」をお願いします。
事務局長	【資料3】に基づき、説明。
会長	前回10月の委員会の午前中、海面利用小委員会が開催されています。ご意見などを座長の岩田委員からご説明をお願いします。
3番委員	10月18日、開催いたしました海面利用小委員会では、この件につきましては遊漁船の方あるいはJGFAの方、関係者からご意見ございました。この内容については、特に異論はないということでございましたので、ご報告いたします。
会長	ありがとうございました。何かこれについてご意見、ご質問ありましたらどうぞ。
10番委員	ひき縄については、紳士的にやってくれて何の問題もないのですが、けれども、小委員会のおきに出た話で、今流行っている「ジグ」が問題になってきているということ。先日、大島沖でクロマグロが1本揚がったということだったらしいです。やっぱり、こういうことが出てくると、他の地域からワイワイガヤガヤと入ってくるのではないかと懸念しているところです。「ジグ」というのも何かしらの手だてをしておかないと、早め早めにやっていかないと、またトラブルの原因になるのではないかと気がします。
会長	その辺、次回の委員会でも、特に「ジグ」についてのお話はありますか。
3番委員	「ジグ」というものに対して話は出たのですが、問題意識をお持ちの方もいら

	<p>っしゃいますけれども、直接指示等の中で関連性を持ってお話しすることではなかったかと思います。</p>
10番委員	<p>まず、最初に東京都が「ジグ」の遊漁に対して、どうするかということを考えておかないと、他県からの船も止めることができないと思います。この前、釣ったのは多分他県の遊漁船だと思います。まず、東京都の「ジグ」の遊漁に対するルールを先に考えておかないと、多分混乱するのだろうというのが想像できるので、今からでもどういったことができるか、次の機会にでも議論したほうがいいと思います。</p>
水産課	<p>先ほど遊漁の関係で「ジグ」の件が出ていましたけれども、その前に、クロマグロの話がありました。クロマグロの遊漁については、広域漁業調整委員会の指示でもって規制されていますので、そういった情報があれば、私どものほうか国のほうに情報提供をしていただきたいと思います。</p> <p>「ジグ」に関しては、何ができるかというよりは、漁業に対してどのような支障があるのかということ、きちんと整理した上で、必要があれば対策を考えていくという手順になると思います。</p> <p>私ども、これから各地区の海面利用協議会がございまして、各浜を回っていきたいと思っております。その中で、「ジグ」、ルアー釣り、どのような現状にあるのか、また、漁業や水産資源にどのような影響があるのか、聞き取りをしていきまして、また、遊漁者の意見も聞きまして、ご報告したいなと思います。以上でございます。</p>
10番委員	<p>すみません。東京都としてまず作らなければいけないことは、遊漁者にはクロマグロを釣ることを遠慮してもらおうという考え方でいいのではないかと思います。全体として、漁業者も獲れる枠が足りないぐらいの状況でやっている。それをあえて、遊漁者が釣るということになれば、東京都の枠を食ってしまうことになるのではないかと心配です。</p>
水産課	<p>その点は違います。遊漁の釣った分は遊漁の枠が別にあります。</p>
10番委員	<p>東京の枠の中ではないの。</p>
水産課	<p>ではないです。国の全体枠でやっています。</p>
10番委員	<p>全然関係ないということで。</p>
水産課	<p>遊漁は、漁業とは別の遊漁の枠でやっていますので。</p>
4番委員	<p>言いたいのは、遊漁にあげるのだったら、私たちに配分してという言い方をしたほうがいい。多分、遊漁は遊漁の枠でもらってしまっているの。</p>
10番委員	<p>実際、大部分はキハダマグロを狙ってやっているの、これ止められるのかなということ。その辺、キハダは狙ってもいいけれども、クロマグロは遠慮してもらいたい。</p>

1番委員	浜川さん、それは止めきれないよ。だって、遊漁船を商売にしている人がいるのだもん。クロマグロは釣っては駄目だけど、キハダはいいということでしょう。
10番委員	だから、ある程度の遊漁は必要不可欠の中で認めることにしても、クロマグロだけは、遊漁に回す分があるのなら私たち漁業者にくださいということで、クロマグロは遠慮してもらいたいと。
4番委員	「ジグ」の話は、三宅島の状況をこの海区の委員会でも多分言ったよ。漁業者が商売にならないような状態になってしまっているから。多分、来年またキハダが寄ったら、一番いいところを遊漁でやっているから、どうにも漁業では商売できない。
10番委員	そろそろ、何か制限にはめないと、トラブルになりつつある。しかも、クロマグロも遊漁で獲れたという話なので。
水産課	今度、地区海面利用協議会でお伺いしますので、その席で改めてじっくりと。
会長	では、「ジグ」の話は状況把握ということで、水産課にはお願いいたします。これでひき縄についての委員会指示は原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	それでは決定します。最後の議案になります。議案の4、「伊豆諸島海域におけるいか釣漁業の委員会指示について」。事務局からお願いします。
事務局長	<p>【資料4】に基づき、説明。</p> <p>それでは、補足説明を行います</p> <p>冒頭の対象海域について、混乱のない表現に改めています。表現内容は変わりますが、対象となる海域は同じ海域、「伊豆諸島海域」を示していますので、ご確認ください。先ほどの「浮きはえ縄漁業」の委員会指示と統一しています。</p> <p>禁止操業の(4)は、同じ夜間操業で集魚灯を使用する操業ということから、「火光利用とびうお漁業」の委員会指示の禁止事項と統一を図って、新たに設定しています。また、各島等地先漁業権漁場内は、いせえび漁業やたかべ刺し網漁業といった漁業権で免許された漁業操業もあり、かつ、集魚灯の影響が操業の支障ともなることから、新たに設定した内容になります。</p> <p>次に、承認対象者については、「浮きはえ縄漁業」と同様に、この「いか釣漁業」の承認実績と前年度の水揚げ実績がある者を原則として、前年度水揚げがなかった場合も同様に、やむを得ない理由を意見書という形で、所属漁業と県庁から提出いただくことにしています。これは、かなり長期間に亘り水揚げがない申請者があり、空枠的な位置づけとなっています。最近の操業も限られた狭い漁場に船が集結し、地元漁船の操業もままならないため、実際に出漁している船に絞ることと、今後の新規参入の希望者を検討する場合に支障が生じないように考え</p>

	<p>ています。</p> <p>また、この「いか釣漁業」については、毎年の資源変動も非常に大きいため、平成20年度以降で承認を受け水揚げ実績が確認できる者は、前年度の承認を一時中断している場合、承認を審査する対象者に加えています。この辺は、皆様から様々ご意見を伺いたいと思っています。</p> <p>ここの都県別の承認隻数、つまり上限についても、「浮きはえ縄漁業」と同様に、基本的な承認対象者の条件をクリアした者であって、枠内であれば無条件に承認することは考えていません。そこで、実際に長期間に亘って、申請自体がない、水揚げ実績のない者の数を絞った結果が、お示しした内容となっています。</p> <p>続いて、「操業協定等」の2段落目以降の内容について説明します。この内容は、地元の漁業者からの苦情等も直接伝えられていますが、地元からのお願い等に関して、誠意ある対応がなく、繰り返し操業が続けられたということです。</p> <p>漁業調整は、皆さまも当然ご存じですが、漁場秩序の維持には当事者同士が相互理解、また入漁する側は地元漁業者に対する配慮が基本と思います。そのため、話し合いが原則であり、話し合いが着くまでは、東京都の海面に入漁することはご遠慮いただきたいという主旨となっています。地元の漁業者、漁協の皆さまには、協議、話し合いということをお願いする形になりますが、水産課や各支庁の担当ともご協力をいただき取り組みたいと思っています。</p>
5番委員	<p>今後は、例えば5トン未満は承認が不要のため、逆に規模を小型化して入漁してくる心配があります。</p>
事務局長	<p>「浮きはえ縄漁業」の場合、漁船規模が小さくても、操業方法がやはりある程度の範囲を占有することで、漁業調整上の問題となっています。「いか釣漁業」の場合も同様に、5トン未満船でも制限する事情は何か。実際、禁止操業の項目は、5トン未満の船でも制限を受けて、ただ承認をとる必要がないというだけで。</p>
5番委員	<p>操業の制限というよりも、漁場に入漁する隻数制限みたいことが、承認制にすることでできるのではないかと。結局、集魚灯を灯らせれば、船の大きさは関係なく、やはり操業に支障があるので、狭い漁場に一度に入れる隻数の制限の方法、はえ縄の輪番制のように何かしら考えてほしい。</p>
事務局長	<p>実際、水揚実績についてがあまり出てこないもので、漁場で確認された船の数との実態がよくつかめていません。静岡県全体で2トン程度のように、東伊豆の地区が中心となっています。</p>
5番委員	<p>漁獲量が2トン程度ですか。そんなことはないのではないかと思いますよ。実際、組合におろしているのかどうか。</p>
事務局長	<p>中には、量の報告はあっても金額が空欄で、自家消費なのか、あるいは漁協出荷ではなく別の売り先があるのか。</p>
5番委員	<p>下田市で、「アカイカ」を「キンメダイ」の次の観光ブランド、水産ブランドにしようというところまでやっているようなので。</p>

事務局長	そうですね。
5番委員	伊豆半島からは、特に大島、利島、新島、式根も新島に入りますが、一番来やすいわけですよ、近いから。本当に、今年の春ぐらいから、そういうブランド化の話もネットか何かのニュースで出ていたもので。
水産課	実際に、下田で確かにちらしを作っているのですが、正直盛り上がり感はなかったですね。流通の話なので、ちょっと実態の把握をまずするところから始めないと思います。
5番委員	今年はこの指示の内容でいいですけども、今後については、トン数のほうも考えてもらいたいと。
10番委員	禁止操業の中で、共同漁業権内という表現のところに、共同漁業権の数字を入れたほうがいいのかではないですか。
事務局長	入れたほうがよろしいですか。
10番委員	分かりやすいではないですか。
事務局長	それも一応は検討してみます。
10番委員	この漁場はどこに当たるのか、数字を入れておいたほうが分かりやすいのかなということなので。共同漁業権の1,800メートルとか2,000メートルとか数字を盛り込んでおいてもらったほうが、東京都の中でも、各漁協、漁業者にも説明しやすいので。 もう1つ、漁獲報告をしない船については、次の承認は出さないよというのを盛り込めないですか。資源管理のためという意味でも。特に、他県船が東京都の海域で、どれだけ獲っているのか分からないですよ。東京都の場合は、ほとんどが漁協に水揚げをするのでほぼ分かる。他県の水揚げ報告が少な過ぎないか、さっき、鈴木さんが言いましたが、そんなはずはないですよ。あれだけの船数が来ていて、我々は現実に漁場で釣っているのを見ているのです。
11番委員	これ、小笠原のソデイカは別でしょう。
事務局長	小笠原のソデイカは入っていないです。これはあくまで伊豆諸島のイカ類です。
10番委員	静岡県は水揚げではなく、遊漁に売っているというのがあるらしい。その辺をどうやって把握するのか。
11番委員	対象魚種の中で、「あおりいかを除く全てのいか」となると、ソデイカが入ってくるでしょう。一応イカの仲間だから。
事務局長	もし、伊豆諸島でソデイカをやろうとしたら、この承認がないと操業できない。ここで、ソデイカも除くにすると、ソデイカを目的に操業するということも

	可能になってしまう。
11番委員	沖繩の船は、今、大東島から140度線まで来ているらしい。それがあるので、だんだん向こうが釣れなくなってきたら、140度線も越えてこっちに来られると。承認が必要なのは30トン未満でしょう。沖繩の30トンの船が、みんなこっちに来てしまう、それがあったのでちょっと心配になったのだけれども。
事務局長	中国船ばかりではないということでしょうか。
11番委員	大東島を基地にして、またこっちに来ているみたいなことも。
4番委員	北はどの辺まで来ているの。
11番委員	北は一緒です。沖繩と緯度は一緒だから。真東に来ている、その辺も頭に入れておいてください。
会長	また、今後に向けて検討する課題が残っているということで、こちらの案で決定ということでよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	それでは決定とします。本日予定した議案4件が終わりました。その他で委員の方から何かございますか。大分時間も経っていますが、特になければ、事務局から次の開催予定について、お願いします。
事務局長	<p>今回は12月15日の木曜日、ここの会場で行う予定にしております。議題につきましては、はまとびうおの数量目標について。それから、2年に1回行っております、木更津人工島「海ほたる」関係の連合海区委員会指示の案についてでございます。それから、火光利用とびうお漁業の委員会指示を予定してございます。</p> <p>報告事項は、来週の月曜日、太平洋広域漁業調整委員会と南部会が開かれます。南部会につきましては、毎年太平洋系群のキンメダイの資源管理についてになってございますので、有元会長からは皆様方の意見を踏まえまして、発言をお願いしたいと思っております。それから、翌日29日は、一都二県連合海区漁業調整委員会を行いますので、その結果を報告いたします。代表委員としては、有元会長、井上委員、丸委員、そして小島委員の4名でございます。当初、千葉海区はこの会場に出席、神奈川海区は午後神奈川海区委員会の開催があるためウェブでございましたが、先日、千葉海区から、コロナの感染者がかなり増えているので、ウェブに変更になってございます。</p> <p>それから、12月15日海区委員会の開催日の11時から、海面利用小委員会で、海ほたるの委員会指示の関係で、岩田委員、丸委員、鈴木委員、浜川委員、高瀬委員、午前中からよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>その他の今後の予定でございます。11月28日は、今、申し上げた太平洋広域漁業調整委員会がウェブ会議。それから、翌日の29日が、ウェブ開催となりましたので、都庁で10時半から一都二県の連合海区を予定してございます。それから、15日の海区委員会の議案のはまとびうおの数量目標の関係で、前日の14日、東京</p>

<p>会長</p>	<p>都資源管理型漁業推進協議会を、この島しょセンターの会場で2時から予定して ございます。それから、年末に近づき、それからクロマグロの操業等もある中、 ご予定を取らせることになりまして申し訳ないのですが、12月22日が公聴会とい うことで、三宅支庁管内、八丈支庁管内、小笠原支庁管内ということで、ウェブ による公聴会を開催させていただきたいと思ひます。</p> <p>これで、年内の開催は終わりました、年明けの1月17日、公聴会、これは大島 支庁管内でございます。まず、公聴会を開き、その後に海区漁業調整委員会を改 めて開き、全地域の漁業権に関する諮問内容に対する答申を頂く予定でございま す。</p> <p>来年の1月までの予定は、以上のように決まっておりますので、よろしくお 願ひしたいと思ひます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、第151回の委員会を終了いたします。長時間に亘りまし て、皆様の貴重なご意見を頂きまして、どうもありがとうございました。</p>
-----------	---

(午後4時13分、会長、第151回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)